

5月は消費者月間「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」

消費者被害の未然防止のために消費生活相談出前講座を開催しています。講師を派遣しますので、勉強会などにぜひ活用ください。

- ▶ **期日** 希望日(土・日、祝日も可)
- ▶ **時間** 午前9時～午後8時(1時間を目安に)
- ▶ **場所** 市内の希望する場所
- ▶ **内容** 最近の消費者トラブル事例と対処法
- ▶ **講師** 消費生活相談員
- ▶ **対象** 10人以上の団体、学校など
- ▶ **申込み** 希望日の21日前までに電話で消費者センター(☎353-5757)へ

雑草の森 ボランティア募集

光と風と緑に包まれた自然がいっぱいの立田山で、木々のささやきを聞きながら、子どもたちと一緒に活動しませんか。

- ▶ **内容** イベントへの協力、清掃や環境整備、利用する子どもたちの遊び指導など
※ボランティア保険加入あり。

- ▶ **対象** 市内に住む15歳以上の方
申込みなど詳しくは、電話(☎348-7300)またはホームページ(<http://www.kumashiho.jp/zassounomori/>)で立田山野外保育センター雑草の森へ。

(保育幼稚園課 ☎328-2568)

税・国保

5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期です

市税の支払いには、口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、金融機関または郵便局で申込むか、ホームページから申込みください。詳しくは、市ホームページへ。

軽自動車税の口座振替済通知書は、車検の必要な車両のみ送付しています。それ以外の場合は、通帳を記帳して確認してください。

(納税課 ☎328-2204)

固定資産税に関する手続きはお忘れなく

- ▶ **市外に転出するとき**
納税義務者の方が市外に転出した場合は、納税管理人の届け出が必要です。「納税管理人申告(申請)書」を提出してください。
- ▶ **納税義務者が亡くなったとき**
相続人が納税義務を引き継ぐため、相続関係人で協議し、法務局で相続登記の手続きをお願いします。手続きが済むまでは、相続人代表者が納税の管理をすることになりますので、「相続人代表者指定届」を提出してください。
- ▶ **新增築、用途変更、取り壊しをしたとき**
宅地に課税される固定資産税・都市計画税は、建物の有無・種類(用途)などで税額が変わります。区役所税務課に届けてください。詳しくは、区役所税務課へ。

給与支払者(事業者)の皆さんへ

5月中旬に給与支払者(事業者)の方へ平成30年度個人住民税特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員用)を送付します。従業員用は、届き次第すみやかに従業員へ開封せずに渡してください。

- ▶ **特別徴収税額決定通知書とは**
本市に提出された給与支払報告書などで税額を計算し、毎月従業員の給与から天引きで納入する税額をお知らせするものです。事業者用は毎月従業員の給与から天引きで納入する税額を、各従業員用は給与から天引きされる税額や計算根拠をお知らせする通知です。
- ▶ **特別徴収とは**
給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。
※正規雇用者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与の支払いを受けるすべての方が対象です。事業者や従業員の希望で選択はできません。

(課税管理課 ☎328-2195)

固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付します(平成30年度分)

- ▶ **納税義務者(固定資産税を納める方)とは**
毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方のことです。
※共有名義の場合は共有者全員が納税義務者となりますが、納税通知書などは代表者の方に送付します(課税台帳の登録が「A外〇名」の場合Aさんが代表者)。
※複数の区に固定資産を持つ方は、区ごとに送付します。
詳しくは、区役所税務課へ。

県費負担教職員制度の見直しに伴い市民税・県民税(個人住民税)の税率を変更します

県費負担教職員(小・中学校、特別支援学校などの教職員)の給与負担事務などが道府県から政令指定都市へ移譲されました。それに伴い、平成30年度から市内に住む方の個人市・県民税の所得割(総合課税)標準税率の2%分が財源措置として県から本市へ移譲され、次のとおり変わります。

また、分離課税(退職所得の分離課税を除く※1)に係る税率の割合および税額控除などの割合も、原則市民税と県民税の割合は8:2に変更されます。

- ※1 退職所得の分離課税に係る税率は特別徴収義務者の事務負担を踏まえ当分の間、変更はありません。

▶市内に住む方の所得割の税率

	市民税	県民税	税率合計
平成29年度	6%	4%	10%
平成30年度	8%	2%	10%

※税率の合計は変わりませんので、新たな負担をお願いするものではありません。

※市民税均等割3,500円と県民税均等割2,000円は平成30年度の変更はありません。詳しくは、市ホームページへ。

(課税管理課 ☎328-2195)

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の高額療養費など見直し

■高額療養費(70歳以上の方)

高額医療費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口で医療費の自己負担額を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、申請により事後的に保険者から償還払いされる制度です。

70歳以上の国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者に対して、平成30年8月からは、対象者の区分変更と合わせて自己負担限度額が引き上げられます。住民税非課税世帯の方は変更ありません。

○現行(平成29年8月～平成30年7月診療分)

区分	限度額(世帯※1)	
	外来(個人)	
現役並み(負担割合3割)	57,600円	80,100円+1% <44,400円> ※2
一般住民税課税(負担割合2割・1割)	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円<44,400円>※2
住民税非課税		24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円

- ※1 同じ世帯で同じ保険者に属する方
- ※2 <>内の金額については過去12か月以内で高額療養費の該当が4回以上ある場合の4回目以降の自己負担限度額です。
- ※3 住民税課税所得とは総所得金額から各種税控除額を引いた金額です。

○見直し後(平成30年8月診療分～)

区分(年収)	限度額(世帯※1)	
	外来(個人)	
住民税課税所得※3 690万円以上(負担割合3割)	252,600円+1% <140,100円>※2	
住民税課税所得※3 380万円以上(負担割合3割)	167,400円+1% <93,000円>※2	
住民税課税所得※3 145万円以上(負担割合3割)	80,100円+1% <44,400円>※2	
一般住民税課税(負担割合2割・1割)	18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円<44,400円>※2
住民税非課税		24,600円
住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円

(国保年金課 ☎328-2290)

くらしの中の人権 54

同和問題について正しく理解しましょう

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇などの事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込み、結婚などに絡んだ出身地の調査がなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

同和問題を正しく理解し、1人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)